

まちだ縄文キャラクター「まっくう」の使用に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、町田市の縄文文化及び歴史を普及する目的として、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めたまちだ縄文キャラクター「まっくう」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 使用の申請

1 キャラクターを使用しようとするものは、使用申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 教育委員会が第1に規定する目的で使用するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) キャラクターの使用に係る企画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

第3 使用の承認等

1 教育委員会は、第2に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、次に掲げる基準に適合する場合にあってはキャラクター使用（変更）承認書（第2号様式）により、適合しない場合にあってはキャラクター使用（変更）不承認書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。
- (3) 歴史の普及に関連があること。
- (4) 町田市及びキャラクターのイメージを損なうおそれがないこと。

2 教育委員会は、前項に規定する承認をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) キャラクターについては、教育委員会が別に定める仕様に従って使用すること。ただし、キャラクターを使用する物品、冊子等（以下「物品等」という。）の形状等により当該仕様どおりに使用することができないと教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(2) 物品等が完成したときは、当該物品等又は当該物品等の写真（キャラクターの形状がわかるものに限る。）を速やかに教育委員会に提出すること。

- (3) キャラクターを使用した商標登録等の独占的な権利を取得しないこと。

3 キャラクターの使用料は無料とする。

第4 変更の申請等

1 第3第1項の規定によりキャラクターの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）

は、当該使用承認の内容を変更しようとするときは、速やかにキャラクター使用変更申請書（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 第3第1項及び第2項の規定は、前項に規定する変更申請に係る承認等について準用する。

第5 承認の取消し

1 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。

(2) 条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、キャラクター使用承認取消書（第5号様式）により使用者に通知する。

第6 補則

この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、2023年5月15日から施行する。